

宮津市公報

令和2年2月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

—— 告 示 ——

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 宮津市議会臨時会の招集 | 1 |
| 2 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間の満了 | 1 |
| 3 宮津市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱 | 1 |
| 4 宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱 | 2 |

—— 公 告 ——

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 宮津市任期付職員採用試験実施要項 | 3 |
| 2 第1回土地売払の一般競争入札 | 5 |
| 3 農用地利用集積計画の縦覧 | 9 |
| 4 令和元年度宮津市職員採用試験【追加試験】第一次試験の合格者 | 9 |
| 5 市有建物の土地建物売払の条件付き一般競争入札 | 10 |

—— 教 育 委 員 会 ——

《告 示》

- | | |
|------------------------|----|
| 1 宮津市教育委員会定例会の招集 | 15 |
|------------------------|----|

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 宮津市農業委員会定例総会の招集 | 15 |
|-------------------------|----|

告 示

宮津市告示第 1 号

令和 2 年第 1 回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和 2 年 1 月 20 日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件

(1) 令和元年度宮津市一般会計補正予算 (第 5 号)

————— * * * —————

宮津市告示第 2 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和元年 12 月 31 日に満了した次の者について、継続して指定しなかったため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則 (平成 9 年規則第 3 号) 第 16 条の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第 37 号

- (1) 名 称 イズミテック株式会社
- (2) 所 在 地 舞鶴市福来問屋町 785 番地の 39
- (3) 代 表 者 代表取締役 泉 正 明

指定番号 宮下水道指定第 83 号

- (1) 名 称 井上工業所
- (2) 所 在 地 宮津市字鶴賀 2163 番地の 7
- (3) 代 表 者 小 谷 太 也

————— * * * —————

宮津市告示第 3 号

宮津市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条の 2 第 1 項の規定による宮津市の都市計画に関する基本的な方針 (以下「都市計画マスタープラン」という。) の策定に関する必要な事項について協議を行うため、宮津市都市計画マスタープラン策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 行政機関の職員

3 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第4号

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小児慢性特定疾病児童の項の表中

4,810円		4,900円	
21,170円		21,560円	
163,300円		166,320円	
166,320円		169,400円	
64,800円		66,000円	
97,200円		99,000円	
72,360円		73,700円	
16,200円		16,500円	
76,030円	を	77,440円	に改める。
13,130円		13,380円	
60,910円		62,040円	
21,600円		22,000円	
40,820円		41,580円	
38,880円		39,600円	
170,100円		173,250円	
111,460円		113,520円	
146,450円		149,160円	
126,360円		128,700円	

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第1号

宮津市任期付職員採用試験実施要項

宮津市任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和2年1月14日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、採用予定者数及び職務概要等

(1) 職種、採用予定人数、職務内容

種類	職種	採用予定人数	職務内容
任期付職員	幼稚園教諭 (園長)	1名	幼稚園の管理・運営(園長業務)

(2) 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

※ 職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

※ 任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する者

受 験 資 格
次のいずれにも該当する方 ① 昭和30年4月2日以降に生まれた方 ② 幼稚園教諭一種免許を有する方 ③ 教育機関等において、幼稚園教諭又は学校教諭として、常勤(1週間の勤務時間数が29時間以上)で1年以上就業した職務経験が通算して20年以上ある方(基準日:令和元年12月31日時点) ④ 教育機関等において、管理職の経験を5年以上有する方(基準日:令和元年12月31日時点)

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 宮津市の再任用制度の対象となる方は受験できません。

3 試験方法・日時・会場等

選定方法	内容	日時及び会場(予定)
個別面接	職務経験、人物、識見等について個別面接審査	令和2年2月14日(金) 宮津市役所

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
最終合格発表	2月下旬(予定)	宮津市役所の掲示板及びホームページに掲示するほか合格者に文書で通知します。

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

(1) この試験の合格者は、宮津市任期付職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を順次決定します。

(2) 任用期間は1年ごととなりますが、職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日か

ら3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

6 採用予定年月日

令和2年4月1日

7 採用後の待遇等

(1) 身分

一般職の任期付職員（常勤）

(2) 給与

初任給は、学歴や職歴等を勘案して決定されます。

宮津市一般職員の給与に関する条例に基づき、諸手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇等

○ 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間1時間）

○ 休日：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

○ 休暇：1年に20日（採用年は月割計算）

その他夏季休暇（3日）、病気休暇、忌引き休暇等の休暇制度があります。

○ その他：健康保険等は、公立学校共済組合に加入します。

8 受験申込みの方法

提出書類	① 宮津市任期付職員採用試験申込書 （写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ② 職務経歴書
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務部総務課職員係（本館3階）

（注）宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上、提出することもできます。（ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>）

9 受験申込みの受付期間

令和2年1月14日（火）から令和2年1月29日（水）まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、1月29日（水）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、2月3日（月）までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	総合順位	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603
代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第2号

第1回土地売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和2年1月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	馬場先	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	土地	276.58㎡	8,130,000円

(2) 売払に関する条件

- ア 売払物件は現状有姿で、上表（登記簿）の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わないものとする。
- イ 入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとする。
- ウ 用途指定は無し。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。
- エ 売買物件の北側法面には、買受者が自己負担により、擁壁設置工事を施工しなければならない。
- オ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。
- カ 別紙「物件調書」をよく確認すること。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
- イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
- ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者
- オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の

履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

- (1) 受付期間 令和2年1月27日（月）から令和2年2月5日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とする。
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

4 売払物件の現地案内

令和2年1月27日（月）から令和2年1月31日（金）までの午前9時から午後5時まで。物件所在地において、物件の概要説明を行うので、希望日の前日（土曜日及び日曜日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市企画財政部財政課資産活用係 電話 0772-45-1611

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年2月7日（金）午前11時開始
受付を午前10時30分から午前10時50分までに行うこと。
- (2) 場 所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結したときに、金額を契約保証金に充当するものとする。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しない。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。

7 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書（入札参加証）※受付印があるもの
- (2) 入札保証金（入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ））
- (3) 印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。
- (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ）
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。
入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。
- (5) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

8 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。
- (2) 入札の受付は、午前10時30分から午前10時50分までとする。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければならない。
- (5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用すること。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入すること。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。
（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とするものであること。）
- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出すること。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

12 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 入札書の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を預けていない者の入札

オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

カ 予定価格を下回る額の入札

キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札要項に違反した入札

13 契約の締結

(1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課において、別添「土地売買契約書」により契約を締結するものとする。

(2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とする。

(3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとする。

14 契約保証金

(1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とする。

(2) 契約保証金は、契約保証金を控除した売買代金を完納したときに売買代金の一部に充当するものとする。

(3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとする。

(4) 契約保証金には、利子は付与しない。

15 所有権の移転時期

(1) 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとする。

(2) 落札物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとする。

(3) 所有権移転登記は、前号の引渡し後、速やかに宮津市が囑託により行う。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とする。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがある。

17 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができない。

18 契約上の特約

(1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 落札者は、売買物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

19 落札者は、本実施要項18に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければならない。

20 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡する

ことができない。

21 公租公課等

落札物件の売買契約作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とする。

22 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。

23 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによる。

24 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611

————— * * * —————

宮津市公告第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和2年1月15日付け宮農委第48号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年1月24日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年1月24日
至 令和2年2月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第4号

令和元年度宮津市職員採用試験【追加試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和2年1月27日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

G1002	G1005	G1009
I2001	I2003	I2004
J3002	J3003	
S6001		
U7102	U7103	U7104

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 令和2年2月14日（金）、2月17日（月）
(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 実技試験（学芸員のみ）

(1) 日時 令和2年2月14日（金）
(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

3 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第5号

市有建物の土地建物売払について、次のとおり条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

令和2年2月3日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

売払物件は次のとおりとし、詳細は別紙「物件調書」のとおりです。

【土地】

所在	地番	地目	地積
宮津市字魚屋	907番1	宅地	65.98㎡
	908番	宅地	176.34㎡
	909番	宅地	179.65㎡
合計			421.97㎡

【建物】

所在	家屋番号	種類	構造	床面積
宮津市字魚屋 907番1 908番 909番	907番1	(主たる建物) 営業所	木造瓦葺2階建	1階 34.71㎡ 2階 36.69㎡ (計 71.40㎡)
		(附属建物1) 居宅	木造瓦葺2階建	1階 135.20㎡ 2階 37.02㎡ (計 172.22㎡)
		(附属建物2) 物置	木造瓦葺平屋建	27.76㎡
		(附属建物3) 倉庫	木造瓦葺2階建	1階 28.76㎡ 2階 28.76㎡ (計 57.52㎡)

(2) 予定価格 10,170,000円

※ 上記価格は、建物の解体撤去費（アスベスト処分費含む。）相当額を減額しています。

(3) 売払に関する条件等

ア 建物は、登記簿面積と実測面積が異なることに留意してください。

イ 売払物件は現状有姿で引き渡すものとし、契約締結日から起算して1年以内に、落札者の負担において、建物のうち附属建物3（倉庫）を解体してください。なお、解体工事に当たっては、隣接住民が所有する建物の補修等の了解を得た上で施工してください。また、契約するに当たり、契約締結日から起算して2年間の買戻し特約条項が含まれることに留意してください。

ウ 建物は築年不詳ですが、宮津市が昭和22年に寄附受納している物件であり、少なくとも築72年は経過しています。

エ 建物（営業所）及び建物（居宅）の一部にアスベスト含有部材が含まれていることに留意してください。なお、宮津市が調査したアスベスト含有調査の資料は、契約時に落札者へ引き渡すものとしします。

オ 用途指定はありません。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合があります。

カ 入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとしします。

キ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
 - イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
 - ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者
 - オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

- (1) 受付期間 令和2年3月12日（木）から令和2年3月19日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とします。
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください（受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

4 質疑及び回答

- ア 質疑者の資格
本要項中「2 入札参加資格要件」を満たす者とします。
- イ 質疑の方法
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メール送信、FAX送信又は書面持参をしてください。
送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係
E-mail : zaisei@city.miyazu.kyoto.jp FAX : 0772-25-1691
- ウ 質疑の受付期間
 - 第1回 令和2年2月5日（水）から令和2年2月17日（月）まで
 - 第2回 令和2年2月18日（火）から令和2年3月9日（月）まで
- エ 回答
質疑回答書は、第1回受付期間分を令和2年2月20日（木）に、第2回受付期間分を令和2

年3月11日(水)にホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとします。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/info/detail.jsp?id=4428>

5 売払物件の現地案内

令和2年2月5日(水)から令和2年3月9日(月)までの午前9時から午後5時まで行います(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。物件所在地において、物件の概要説明を行いますので、希望日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))までに申し込んでください。

申込先：宮津市企画財政部財政課資産活用係 電話 0772-45-1611

6 資料の閲覧

本物件のアスベスト含有調査の資料を閲覧に供します。

ア 受付期間

令和2年2月5日(水)から令和2年3月9日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧してください。

エ 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年3月24日(火) 午前11時開始

※受付を午前10時30分から午前11時までに行ってください。

(2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

8 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額(円未満切上げ)としてください。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

(3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

(4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しません。

(5) 入札保証金には、利子は付与しません。

9 入札日に持参するもの

(1) 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印があるもの

(2) 入札保証金(入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ))

(3) 印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。

(4) 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。

入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付してください。

(5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

10 入札の方法

(1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者

(以下「入札者」という。) のみによって行います。

- (2) 入札の受付は、午前10時30分から午前11時までとします。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。
- (5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用してください。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印してください。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入してください。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。
(特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。)
- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

11 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

13 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとします。

14 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札実施要項に違反した入札

15 契約の締結

- (1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、別紙「建物解体条件付土地建物売買契約書(案)」により契約を締結します。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

16 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とします。
- (2) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還します（売買代金の一部に充当することができます。）。)
- (3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとします。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しません。

17 所有権の移転時期

- (1) 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。
- (2) 落札物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 所有権移転登記は、前号の引渡し後、速やかに宮津市が囑託により行います。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とします。

18 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがあります。

19 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができません。

20 契約上の特約

- (1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはいけません。
- (2) 落札者は、売買物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。
- (3) 落札者が附属建物3（倉庫）を解体することを担保するため、契約締結日から起算して2年間の買戻特約を設定し、同特約の登記を行います。

- 21 落札者は、本実施要項20に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければなりません。ただし、(3)について、やむを得ない事情により、あらかじめ延長が必要となり、宮津市が承認した場合は、この限りではありません。

22 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

23 公租公課等

落札物件の売買契約作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

24 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

25 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

26 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市宇柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第1号

令和2年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月8日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和2年1月16日（木）午後1時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年1月7日

宮津市農業委員会

会長 藤井 忠

- 1 日 時 令和2年1月15日（水）午前9時30分
- 2 場 所 宮津商工会議所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議